

平成30年度 社会福祉法人野洲慈恵会 事業計画

野洲慈恵会は、平成2年に社会福祉法人としての認可を受けました。当法人は理事長がオーナーとなり法人を設立して、私財を使い施設を建設するのではなく、今後の高齢化社会を見据えて、当時町内で未整備であった特別養護老人ホームを建設すべく、旧野洲町と協議の中で法人が設立された経緯がありました。

また実施する事業は、当時の旧野洲町または旧中主町の施策に基づき、建設費等の費用は補助金として行政が負担し、運営は野洲慈恵会に委ねる「公設民営型」の経営形態をとり、今日まで高齢者福祉・介護事業や児童福祉事業を実施してきました。

このように当法人は民間の社会福祉法人であるものの、法人自らが地域ニーズに合わせて事業展開を図ってきたというより、野洲市（旧野洲町および旧中主町）の施策に基づき、行政と協議をしながら事業を実施してきており、行政と密接な連携を図りながら、福祉・介護サービスを充実させることは地域にとっても必要なことであったと考えます。

しかし、当法人が設立されて以後、社会福祉事業の措置制度から契約制度への移行、介護保険制度の導入、介護事業の民間参入やイコールフットィングの考え方などにより、社会福祉法人の自立した経営が求められるようになってきました。

また、財政上の理由により、平成27年度からは野洲市からの補助金が75%に減額されるなど、従来のような補助金を前提とした施設整備を実施することは困難になってきています。

平成28年4月からの社会福祉法改正に伴う社会福祉法人制度改革において、社会福祉法人は適正な法人経営を実施するための経営組織体制の確立や、地域における公益的な取り組みの推進、財務規律の強化、透明性の確保などが示され、社会福祉法第24条第1項には「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」と規定されました。

今日の社会福祉法人は、自らが地域の福祉ニーズに合わせた事業展開を考え、経営課題を解決するための組織を整備し、財源や人材を確保するなど、より一層主体的で自立した経営が求められています。

私たちは、社会福祉法人が地域における重要な社会資源であり、地域の生活課題や福祉課題への積極的に対応する役割があることを今一度認識した上で、平成30年度も法人の理念や基本方針に基づき、中期事業計画と連動しながら下記を重点項目として、適切な法人運営に努めていきます。

【重点項目】

1. 法人の経営組織体制の確立

改正社会福祉法に基づき、法人の組織体制を整備してきましたが、さらに透明性の確保や多様な視点での事業執行を図るための理事構成の見直しや、さらなる専任化を含めた法人本部事務局体制の強化を検討し実施します。

2. 財務の安定化について

野洲市の補助金削減や利用率の低下、人材派遣等を含む人件費の増加等により、厳しい財務状況となっており、その改善が喫緊の課題となっています。

そのため適正な事業実施による目標利用率の確保や、平成30年度からの介護報酬改定に合わせた加算等の確実な算定を実施します。また平成29年度に引き続き、法人の収入に応じた適正な人件費について検討します。

3. 人材確保や定着促進・育成について

職員確保が厳しい状況にある中で、これまで実施してきた採用活動等の評価・見直しを実施するとともに、求職者ニーズを踏まえた人材確保策や採用活動を実施します。

また人材育成システムが十分ではなく、研修や職員教育の方法も各施設によって違いがあり、さらに職員の学びや日々の勤務状況に対する職員評価の仕組みがないため、学び等が職員のやりがいや就労意欲につながっていない状況にもあります。そのため人材育成やキャリアアップのための仕組みの構築に向けて検討・実施します。

4. リスク管理について

平成29年度には法人内事業所において入浴介護中に利用者が死亡する重大な事故が発生しました。利用者大切な命を守り、その人らしい暮らしを支援する私たちの使命を再度認識するとともに、同じような事故を絶対に起こさないよう利用中の安全対策について検討し実施します。

また同じく平成29年度には事業所内における感染症の拡大により、利用制限を実施し、事業所の運営にも支障が生じました。感染症の発生を完全に防ぐことは難しいですが、感染拡大を防止する対応について適切に実施します。

5. 地域への情報発信や公益的な取り組みについて

地域から信頼される社会福祉法人を目指すためにも、法人や施設の経営状況、事業実施状況等の情報公開・情報発信・広報活動をより一層実施します。

また社会福祉法人には地域における公益的な取り組みを実施することが求

められています。現在法人や施設が実施している事業を社会福祉事業、公益事業、地域における公益的取り組み等に整理し、それらの事業が地域ニーズに即しているかどうか検討していきます。

6. 新たな特別養護老人ホーム整備に向けた準備について

野洲市の第7期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの整備が予定されています。地域における入所待機者の解消、および小規模のため単独での経営維持が困難な状況にあるぎおうの里の収支改善を目的として、第7期の野洲市特別養護老人ホーム整備について事業者公募がなされた場合は応募するとともに、事業者として選定された場合は整備に向けての準備を進めます。

平成30年度 悠紀の里・悠紀の里びわ・さくら事業計画

悠紀の里での生活が、住民さんその人らしく、こころ穏やかに過ごしていただけるような本来の居場所である“家”となるように、ソフト面からも個別に働きかけていくことを目指します。

悠紀の里（個室ユニット型施設）と悠紀の里びわ（従来型地域密着型施設）とに分かれて認可され4年が経過しました。地域との連携を図るため、悠紀の里びわ運営推進会議を設置し、利用者や地域住民の皆さまの意見を反映させていくことが大切と考え、隔月に開催し、助言・アドバイス等をいただいております。また、「施設が地域に果たせる役割」について検討し、今までの取り組みを進めながら、地域の皆様と連携してともに歩んでいける施設となるよう努力、実践していきます。

設備については、旧型部分の更新、公用車の更新の検討を順次進めているところです。災害に備えることを前提とした上で、利用者が気持ちよく過ごすことができるような施設整備をすすめたいと思います。

また、事故予防に留意し、重大事故を防ぐことに加え、特に冬期における感染症に注意し、利用率に影響が出ないように、全職員で予防に努めていきます。

ひらひえい

1. 情報の共有と個々の状態に応じたケアの提供を行います。住民担当の役割として、随時フェイスシートや24時間シートの更新を行い、活用します。
2. 住民さんの状態に応じた食事形態への変更や食事席の見直しを行います。
多職種と連携して、住民さん個々に応じた食事の提供、環境作りに努めます。
3. 住民さん個々に応じた排泄具の調整や入浴曜日等の調整を随時行います。
4. 季節を感じられる掲示物の準備を行い、また、清潔で安全な空間作りを実施します。

すずかいぶき

1. 決定事項やケアの統一を徹底します。フェイスシートの更新などを確実にを行い、職員一人ひとりの技術を向上させ、守秘義務を徹底します。
2. 他職種と連携し、利用者個々に応じた食事を提供します。施設外での食事や外出を楽しんでいただきます。
3. 利用者個々に応じた排泄具の見直しを行います。
4. 事故などないように丁寧で安全なケアを行います。
5. 生活用具や衣類管理を行い、過ごしやすい環境作りを行います。

びわ

1. 毎月会議で住民さんひとりひとりのケアについて検討します。職員目線ではなく住民さん目線を重視し判断の出来る方についてはご本人の意向を確認して決定します。
2. フェイスシート、24時間シートは定期的に担当職員が更新、活用しケアの統一をはかります。

3. 毎月会議の時に各担当で食事形態、姿勢、食事量が適正であるか問題点を挙げて他職種とも話し合い検討し実行します。
4. ひとりひとりに合った食事形態や良好な食事姿勢を確保します。また体重の増減を見ながら都度他職種（ケアマネ、医務、管理栄養士）と連携し食事量を決定します。
5. 住民さんが気持ちよく過ごして頂けるように各居室のタンス整理や清潔保持に努めていきます。使用されている物品についても、点検、清潔保持に努め、季節を感じて頂ける空間作りを行います。

ショートステイ

1. 人権を尊重し、尊厳ある暮らしを実現します。
身体拘束やそれに類する対応、また不適切と思われる対応を廃止し、人権を尊重した接遇を行います。
2. 介護計画を作成する中で個別ケアを追求し、利用者の状態把握を常に行い、「来てよかった」と思ってもらえる様なショートステイを目指します。また、利用者全員の介護計画を作成し、ケアの統一と周知を徹底します。
3. 安定した利用率を維持して、向上を図ります。相談員不在時でも主任・副主任を中心にマニュアルに沿った緊急時の受け入れを柔軟かつ迅速に行えるようにします。利用変更やキャンセル待ちに迅速に対応し、毎月のショートステイ会議でマニュアルを検証して見直します。
4. 新規利用者はリピーターに繋がるよう、特に細やかな記録を心がけ、相談員から担当ケアマネに利用後すぐに状態を報告し、次回以降の利用に繋がるようにします。

医務室

1. 住民さんの日常生活が快適、安楽に過ごせる様に健康管理を行います。
2. 業務内容の改善を行いスムーズに流れ継続的、計画性のある看護を行います。緊急時のマニュアルや服薬マニュアルを定期的に見直し検討します。
3. 業務内容に沿って看護援助を活かしていきます。介護職員と連携を取り安心していただける体制を作ります。
4. 看取りの援助を行います。具体的には、身体的、精神的苦痛の緩和に努め、主治医の指示のもと、多職種と連携し尊厳を持って最期を迎えられる環境を整えます。

調理室

1. 季節を感じて頂けるような食事の提供や雰囲気作りを行います。次の食事や利用が、待ち遠しくなるような食事の提供を行い、季節の野菜や松花堂弁当等を利用し楽しんで食事して頂けるような雰囲気作りを行います。
2. 食中毒防止の為の知識の取得や衛生管理の方法で、調理職員全員が、衛生管理の知識を持ち実践します。衛生マニュアル・大量調理マニュアルを調理職員全員に周知し、関連研修へ参加し

技術を向上させます。

3. コスト削減を行います。原材料・光熱費の値上がりを見込み現状維持させながら、調理方法や献立の見直しを行います。

デイセンターさくら

1. 各曜日35名定員を確保し、利用率78%以上を目指します。居宅事業所への空き情報の提供を行い、1週間に1回月曜日にFAXにて送信します。利用予定日を休まれた方へは、他の日のスポット利用を勧めます。また、さくら便りでデイの様子や特色について情報発信し、お試し利用の機会を設け、利用者や居宅へ案内します。
2. 利用者一人一人が楽しめ「さくらに行きたい」と言ってもらえる笑いの多いデイサービスにします。好みに応じて選択できるようにレクリエーションを行います。
3. ケアの統一、決定事項などの周知徹底を行い、全職員が情報を共有し統一したケア、チームケアを行います。毎月のさくら会議でケースカンファレンスを行い、ケアの確認を行います。
4. 職員がスキルアップし、サービスの質の向上を図ります。班活動（食事・清潔・レクリエーション・環境美化）の実施や、研修で受けた内容をさくら会議で報告し全員で共有します。また、事故予防の観点からヒヤリハットの意識付けとして記録を実施し、事故防止に繋がります。笑顔で挨拶、丁寧な言葉遣いを徹底します。

事務所

1. 平成30年度当初より事務職員が体制変更され、事務分掌の見直しに加え、新しい業務を習熟していく必要があります。職員体制を整え適切に業務が実施できるよう、個々人がスキルアップを図り複数業務ができるよう取り組みます。
2. 安定した運営を行うためのより一層の経費管理を行います。具体的には、事業経費について内容を精査し、上昇の抑制や削減を行います。
3. 介護サービスの提供には担い手の確保が不可欠であり、人材を適切に確保するとともに、職員が健康で安全に働くことができる環境整備を推進します。職員が過度の負担なく、健康で安全に勤務でき、良好なサービスを提供します。

居宅介護支援事業所

1. 地域包括ケアシステムを担い、地域福祉の拠点となることが求められており、長期目標として公益事業を展開する法人の事業所として、地域貢献の役割を果たしていきます。
 - ①地域の困難事例、多問題事例の対応を地域包括と連携をして行います。
 - ②地域ケア会議に参加して、地域課題や地域資源の不足を上げ、社会資源の創設に繋がっていきます。
 - ③介護保険以外の制度活用や、インフォーマルサービスなど社会資源の情報整理をして、利用者に情報提供や提案を行います。

④地域のサロンに出向き、地域力が向上するための働きかけや住み慣れた地域で生活が継続できるための情報提供などの支援を行います。

2. 特定事業所加算Ⅱを受ける事業所として、その役割を果たします。地域の多種多様なニーズに対応出来るように、ケアマネジメント力を向上させます。長期目標として、事業所内の人材育成・ケアマネのスキルアップ、地域の人材育成を行っていきます。

①事例検討会を定期的に開催します。事例検討を通じて気づきや視点を広げます。また事業所外の事例検討会にも参加して、多種多様な事例に対応出来るスキル向上の学びの機会を得ます。法人外の居宅事業所との開催を計画します。

②制度やサービスの勉強会をして情報共有を行います。

③ケアマネ個々が研修目的を持ち、目標に添った研修参加を行います。また事業所内で、伝達研修を行い、事業所内のスキルアップに繋がります。

④介護支援専門員の実務実習の受け入れを行います。

3. 事業収益が安定するように、給付数を安定させ、加算の取得を確実にを行います。長期目標として、給付数の安定、増加を目指します。

①野洲市、湖南市の高齢福祉課、地域包括と関係性を強化して、新規の受け入れを積極的に行います。

②医療機関や老健施設とも連携を取ります。

③利用者の満足度を上げて、選ばれる事業所を目指します。サービス向上研修委員会と連携して満足度調査を実施して、課題の改善に取り組みます。

④加算の漏れがないようにチェックを行い、記録を残します。

⑤給付130件を目指します。

平成30年度 あやめの里事業計画

社会福祉法にあげられる社会福祉を目的とする事業運営を行う福祉施設として、高齢者を中心として、地域住民のあらゆる人々の福祉の推進を行います。福祉とは幸せであり、法人理念である『ひとりももれずに住み慣れた地域で、その人らしく豊かに共に生きる』の実践といえます。

Mission① 機能的な人材マネジメント

連携し、協力しあう、「HELP」と自ら言おう「他部署連携」を図って助け合う。感謝しあう！「すみません」より「ありがとう」

- (1) ひとつひとつのチームと共に、あやめの里の部署から視野を広げて、あやめの里の職員として信頼関係と、職務遂行を通して、エンパワメントの向上ができるようなしくみをつくります。各部署の事業内容を共有し、助け合えるマネジメントを実践します。
- (2) リーダー層のミーティングの進め方、コーチングの研修に参加します。また、介護福祉士のチームリーダー研修（ファーストステップ研修）・ユニットリーダー研修・OJT研修に参加します。
- (3) 各職員の将来イメージを明確にし、職場の求める職員像とマッチングできるように、夢地図と面談をリンクします。面談をツール化して、目標を認識できるようにコーチングします。

Mission② 機能的な組織マネジメント

質の高いサービスを外に開放しよう！この財産を地域のものへ5Sを実践【整理・整頓・清掃・清潔・しつけ（ルールを守る）】します。→マネジメントの実践であり、5Sを実践することが業務効率を挙げ、経営効果を上げると考えるからです。

- (1) 情報の5S 多様な情報を整理し、効率的な使用、安全に管理できるようICTの活用とまた、マニュアル類の文書整理を一元化します。
- (2) 機器の5S 設備の大規模改修が必要な時期です。
 - ①5丁目リフト浴更新に合わせて、利用者安全と職員の腰痛予防のために設備検討を行います。
 - ②エアコン故障回避と省エネ、環境エネルギー搭載のエアコンの積み替えを行います。
 - ③テラスの部分改修を行います。
- (3) 人材の5S 福祉人材の確保として、職員定着を図るためにBSシステムとOJTシステムを推進します。BSとOJTリーダーの役割をリーダーがサポートし、職員全体で共有します。
- (4) サービスの5S 各事業の基本はケアマネジメントシステムの基礎的理解を行うために研修の実施を年2回以上行います。

(5) 地域への 5S

気軽に立ち寄れる、高齢者とその家族、または介護予防にむけたサポーターとしてのあやめの里に近づくことができます。出前講座の実施（「認知症になったらどうしよう！～地域での支え方、お伝えします～」 「ちょっとした動作介助のコツお伝えします」 「看取りについて」）を追加する。あやめランチ café の開催

Mission③ 機能的な財務マネジメント

選ばれる事業所を目指します→経営効果を上げるためには、サービスの質の担保と社会的な信頼を大切にすることから始まると考えるからです。

- (1) サービス提供者として信頼を得るための倫理・マナーを守り行動します。キャリアに合わせた接遇研修を年1回以上実施します。
- (2) 野洲慈恵会 あやめの里の顔となるホームページ・ブログの更新。Open あやめの里に取り組み、職員の誇りとなる発信活動を行います
- (3) 利用者サービスの質の担保を基本とし、予算案 特養 96%以上 ショートステイ 89%以上 デイサービス 84%以上 居宅介護支援事業所 120 件を目指します。各月の利用率達成のための取組み評価を行い、達成状況を把握・公表し、職員全体で共有します。併せて、収支状況を把握し、バランスのとれた経営を行い、黒字化を目指します。
- (4) 介護報酬の改定に合わせて、利用者にとってよりよいサービスの質の担保と加算の取得を行います。また、自主的な公益活動や住民の方との連携により信頼関係を構築します。
- (5) リスクマネジメント体制（感染症の拡大・災害対策等や労働環境の整備）の確立をします。実践につなげることのできる訓練を年に1回以上行います。

◎サービス事業部

あやめの里の経営理念を基本とし、施設サービス計画書の下、多職種連携において、利用者、そのご家族とともに豊かな生活支援を追求します。また、介護をプロフェッショナルサービスとして介護技術の研鑽に努めます。

特養部

特別養護老人ホーム 1. 2丁目

- (1) その人らしい生活の実現のために、ケアマネジメントサイクルの実践に努めます。その人らしさの発見、アセスメントの充実・個別援助計画書の作成から実践、モニタリングを行い、その方の人生を歩む支援をチームで行います。
- (2) 個人の職務遂行には責任を持ち、チームとして、また他部署との職種間連携に努め、サービスの質の担保を行います。それぞれの職員が環境整備に関心や担当をもち、利用者にとっても、職員にとっても過ごしやすい整理・整頓を行い、清潔な場所で暮らすことができます。

特別養護老人ホーム 3. 4丁目

- (1) 介護の専門職として、利用者支援を実践します。利用者の生活は24時間を通して過ごしておられます。職員は交代勤務になりますが、利用者を主体として、連続したものであると認識してケアの実践に努めていきます。
- (2) 利用者にとっての生活。利用者にとっての家族との時間。その生きがいや健康について、その人主体として捉えられるように、介護過程を展開します。
- (3) 年間利用率97%以上を目指します。①利用者の健康への配慮、予防的なケアの実践、生活リハビリ、リスクマネジメントに努め、日々の暮らしが継続できるように努めます。②また、新規予定者面接に参画し、より早く地域住民のサービス利用ニーズに応じていきます。

在宅サービス部

ショートステイサービス 5. 6丁目

住み良い地域づくりに貢献します。

やりたいことを楽しみながら実践できる組織をつくります。

- (1) 利用者のその人らしさを大切にし、その夢や願いが実現できる。専門的なサービスを提供するために、プロジェクトチームにより課題(環境・レクリエーション・排泄・在宅との共有)に取り組みます。また、デイサービスとの連携を行うために、共有活動を年2回行います。
- (2) 多職種連携と情報の共有。各職員の意見の表出を行い、ミーティングの充実を図ります。
- (3) 年間利用率88%を維持します。これは利用者・家族の満足度の高いサービス実施を基本とし、地域のニーズに迅速に対応することで、求められるサービスの実現に努めます。具体的にはニーズ調査や広報活動、また、受け入れ窓口の拡充、緊急受け入れをスムーズに対応し、信頼の得られるサービス運営を行います。

デイサービスセンター

利用者の尊重と自己決定を大切にした自立支援を基本とします。

- (1) 安心・安全・信頼のあるデイサービスを目指します。具体的には、ケアマネジメントサイクルの基本を再確認し、介護過程の展開を実践します。
- (2) 予防介護に努め、楽しみや意欲を持ってもらえるサービスを提供します。季節行事の企画運営と共に、利用者にとっての意義や評価を明確にします。
- (3) 職員の資質向上に努めます。接遇・態度を意識してあやめの里の看板となります。在宅サービスとして、ショートステイサービスと連携し、地域に向けて発信します。

ケアプランセンター

経験に関係なく、お互いにスーパービジョンが行える関係性を築きながら、定期的

な事例検討会を開催します。また、定期的な勉強会（伝達講習会）の開催により、ケアマネジメントの質を向上します。

- (1) ケアマネジメントの質の向上に努めます。利用者本位・自立支援の視点の確認を行なうために、新規・更新時に居宅サービス計画書の共有を行ない、質の向上を図る。長期目標・短期目標の文言など評価しやすいものになっているか
※批判はしない
- (2) 災害時における利用者台帳を作成し、利用者の安全確認が速やかに行なえるようにします。情報収集と個人台帳を作成します。
- (3) 法人地域部会や地域福祉委員会の企画を通じ、地域交流を実践し、地域ニーズの情報収集に努め地域の社会資源の開発の一助にします。
- (4) 適切な運営・業務管理を行うことができる管理システムをつくります。運営に必要な業務管理表や情報の一元化を行い、効率化を行います。その結果、給付管理者数 120 件以上を目指します。

◎ 事務部

いつでも、どんなことも対応できる安定した事務体制を構築します。そのために個々の職員がオールラウンドの職務遂行能力を身につけます。

- (1) 介護保険請求事務の円滑な遂行のために、請求事務の手順の共有から相互チェックを行い適正な処理を行います。介護報酬の改正に伴い、適正管理に努めます。
- (2) 施設管理・設備整備について、費用対効果を確認し、利用者サービスの質の担保と業務の効率化ができるように環境面でのサポートを行います。
- (3) 労務管理等コンプライアンス遵守できるように事務内での勉強会を開催します。

◎ 調理部

利用者と職員の方々に安心して安全な食事を提供します。

家庭同様に温かい物は温かく、冷たい物は冷たく提供し、個人に対応した食事の提供に努めます。より良い食事を提供する為に他職種と連携に努めます。また、調理職員の力を高め互いを理解する事に努めます。

- (1) 利用者と職員との食事を通じての団欒を残しつつ、利用者の友人、家族の方への団欒の場の提供につなげます。あやめ食堂やあやめ喫茶の拡大。
- (2) 調理職員の技術力を高めるには、料理に対して工夫を凝らす事。また、向上心を持つ職員になる事を最終的目標とし、利用者満足度の高い調理を目指します。
- (3) 年間を通して季節を味わう、暮らしの慣例を大切にしたり行事食を提供します。行事食には料理人としての工夫を凝らし、利用者の回想や心の豊かさにつながる食事提供を行います。また食を通して、地域交流やボランティアの方との交流においても行事を盛り上げる参画を行います。

◎ 医務部

①安心感を与える看護の提供②笑顔を忘れない看護③信頼される看護・心温まる看護の提供

④終末期を安らかに充実した看取り看護の提供⑤他職種とコミュニケーションをとり相互に理解を深めます⑥医務内の情報共有を充実します。

- (1) 介護職員となんでも話せる関係性を構築できるようにユニットの出向き、積極的にコミュニケーションをとります。介護職員の普段との違いの気づきに真摯に向き合います。
- (2) 高齢者に多い便秘において、生活支援と医療的な関わりが相乗効果を生み、快適でスムーズな排泄ケアにつながるようサポートします。
- (3) 看護職員のOJTのしくみを構築し、あやめの里の看護のあり方を共有していきます。

◎ 相談援助部

あやめの里に所属している我々ソーシャルワーカーは、その利用者にとって必要とされる相談援助の中において、あやめの里の提供可能なサービスを最大限に活用することで、施設の社会的な役割を担いつつ、その人がその人らしく地域で暮らすことを支援します。

- (1) 社会福祉全般、特に高齢者の生活支援に関する制度・法律に基づき実践します。
- (2) 他施設・他機関やその他、社会資源等の役割を再確認し、各種サービス担当者会議やカンファレンスへの参加・開催の調整を適切に行います。
- (3) 目標利用率の達成のために、各部門職員に寄り添い、情報共有を行います。介護に課題のある利用者（家族）に対して、適切なアセスメントを行い、適切な受入（利用・入所）を行います。関わる職員集団が自律してサービスを提供でき、自らの介護や業務に自信や誇りを持つことができます。
- (4) 効率よく仕事をするために整理整頓を行います。相談援助部業務を開示し、スケジュールを立て実務を遂行します。

平成30年度 ぎおうの里事業計画

平成30年度の介護報酬改定では、質の高い効率的な介護の提供体制の整備を推進するために、Ⅰ. 地域包括ケアシステムの推進 Ⅱ. 自立支援・重度化防止の資する質の高い介護サービスの実現 Ⅲ. 多様な人材の確保と生産性の向上 Ⅳ. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性も確保の4点が改定の柱となっています。

特別養護老人ホームは中重度者や医療ニーズへの対応、看取り介護の推進等が求められており、また通所介護では利用者の心身機能維持についての評価やサービス提供区分の見直しが実施されます。さらに褥瘡発生予防のための管理や排泄介護を要する利用者への支援の評価、身体的拘束の適正化等、サービスの質を高める取り組みも介護報酬の評価対象になっています。

居宅介護支援事業所では平成30年4月から指定権限が都道府県から市町村に委譲されます。これは地域の利用者や家族支援に重要な役割を担う居宅介護支援事業所の育成や支援に保険者である市町村が関わるができるようにするためであり、今まで以上に市町村との連携が重要になります。

このような状況を踏まえて、ぎおうの里は平成30年度においても法人の理念や基本方針に基づき、地域密着型の高齢者福祉施設として、地域との関係を大切にしながら、高齢者の住み慣れた地域での、その人らしい生活を支援し、利用者に対するサービスの質や地域福祉の向上により一層取り組みます。

【施設全体の重点項目】

1. 利用者支援の充実

法人の理念に基づき、施設の持っている様々な機能や資源を活用しながら、利用者が地域でその人らしく暮らすことができるよう、より一層支援します。

2. 利用者の安全・安心のある生活支援

サービス利用時における利用者の安全・安心を常に考え、重大な事故を防止するための安全対策を実施します。また感染症の発生予防や発生時の拡大防止に、より一層取り組みます。

さらに地震や台風などの非常災害発生時においても、事業を継続し、利用者の安全が確保できるよう、事業継続計画を基にした災害時の避難訓練や対応訓練を実施します。

3. 利用率の確保や加算算定による収支状況の改善

利用率の確保を図り、安定した施設経営を行うことができるよう収支状況のより一層の改善に努めます。各サービスにおける年間の平均利用率は特別養護老人ホーム95%以上、短期入所生活介護87%以上、通所介護79%以上、居宅介護支援事業所120件以上を目標とします。

また平成30年度の介護報酬改定の状況を踏まえ、新たな加算を算定するための必要な体制整備や取り組みを実施します。

4. 職員の育成や定着支援

適切な人事管理を行い、やりがいと誇りが持てる職場づくりに努めるとともに、法人の取り組みと連携し、職員育成や研修体制の仕組みを構築して実施します。

また時間外で実施していた会議等の時間帯の見直しや、職務の効率化の検討等により時間外勤務を削減し、職員の心身の健康維持を支援します。

5. 地域との交流や地域貢献活動の充実

施設行事などを活用した地域との交流を積極的に実施します。また施設の設備や建物、福祉・介護に関する専門的な知識や技術など、施設が持っている機能を地域に開放するとともに、その機能を活用した地域貢献的な取り組みを実施します。

6. 相談援助窓口体制の見直し

特別養護老人ホームおよび短期入所の生活相談員の連携を促進して、施設内や地域に対する窓口機能の充実が図れるよう組織体制を見直します。

特別養護老人ホーム

基本方針：介護の専門性である、気づく（アセスメント）・引き出す（残存能力）・つなぐ（他職種連携のチームケア）を大切に、利用者にとって、ぎょうの里が『暮らしの継続の場』『私が私で居つづけられる場所』であるよう、支援に努めます。

1. 日々の生活支援の中でアセスメントをし、毎月の各ミーティング、会議の中で、意見交換や検討・実施・評価を繰り返しながら、利用者の生活支援について考え、ひとりひとりに合わせた介護方法を確立していきます。
2. 平成29年度は利用者へのケア提供の流れや仕組みを改めて見直し、サービス提供の仕組みづくりを実施してきましたが、その仕組み構築に向けてさらに進めるとともに、その取り組みを通じて利用者の生活上の課題やニーズの理解を深めます。

ショートステイ

基本方針：その人らしさや思い、在宅での生活スタイルを大切に、笑顔で安心して過ごしてもらえる場所を目指すとともに、他職種と連携しながら、利用者や家族の要望に沿った支援ができるように努めます。

1. 個々の利用者が、それぞれ楽しみを持ち、思い思いに過ごすことができるようにレクリエーションやアクティビティの充実を図ります。また違う環境を好む利用者が一緒に過ごしている現状を踏まえ、個々の利用者にあった居場所づくりが提供できるよう環境整備を行います。
2. 利用者への直接的な支援だけでなく、間接的な職務や部署の運営面に関する業務など様々な職務があり、実施するだけで精一杯の状況になっている現状を見直し、職務の効率化を図ります。
3. 居宅介護支援事業所への空き情報の定期的な情報提供や、ケアマネジャーと

の密接な連携を図るとともに、サービスを必要としているより多くの人を利用できるように利用調整を行い、年間利用率87%以上を目標とします。

デイサービス

基本方針：一人ひとりに応じたサービス提供を心がけ、楽しく安全で居心地の良いサービス作りを目指します。

1. 利用者の状態やニーズに合わせて複数のレクリエーションを用意したり、季節を感じることでできるレクリエーションを実施するなど、レクリエーションの充実を図ります。またレクリエーションの目標を定め評価し、次の実施に活用します。
2. サービスの質の向上を目指し、利用者に応じて統一したケアを実施します。そのために利用者の個々の情報管理や把握、日々の状態変化の確認、通所介護計画書やモニタリングの充実などを実施します。またデイ会議内で定期的に研修会を実施します。
3. 利用者に対する言葉遣いや態度などについて、職員の個人チェック表を使用して、毎月デイ会議の中で評価し、利用者への適切な対応を行います。
4. 居宅介護支援事業所への空き情報の定期的な情報提供や、ケアマネジャーとの密接な連携を図るとともに、サービスを必要としているより多くの人を利用できるように利用調整を行い、年間稼働率79%以上を目標とします。

居宅介護支援

基本方針：多様化する利用者を取り巻く状況に対応できるよう積極的に情報収集・自己研鑽（事例検討の蓄積）し、ネットワークを拡げ、利用者が自立（自律）した日常生活を送ることができるよう支援に努めます。

1. 居宅業務における標準的な実施方法は、現在のケアマネジャーの経験・力量に委ねているところが多いため、個人のやり方にとどめず、業務を明文化し、見直しのできる仕組みを作る必要があります。そのため、サービスの質の向上に向けた取り組みを、組織的に行うとともに、標準的な実施方法を明文化し、職場内で共有します。
2. 平成29年度に実施した利用者満足度調査で、利用者の満足度を知ることはできましたが、分析にまでは至っていません。そのため調査の結果をもとに利用者の思いを分析し、サービス提供の改善を図り、質の向上に努めます。
3. 平成27年度より、民生委員や在宅介護者、行政、関係機関等とともに、地域づくりのための学習会を実施し、地域の方と交流を持ち、住民目線での意識を知ることができました。また行政・関係機関も交え、互いに情報交流することの必要性に気付くこともできました。さらに地域とのつながりを強め、それぞれに何ができるのか、何が必要なのかを検討し、互いに学び協働していくためにも、地域づくりの学習会を継続して実施します。

医務室

基本方針：看護の実践を通じて健康管理に努め、その人の暮らしと安心を大切にします。

1. 特別養護老人ホーム利用者の医療上の課題についての理解を深め、部署内で共有できる体制を確立するために、施設サービス計画書と連動した看護計画書を作成します。また看取り介護の利用者が増加する中で、看取り期にある利用者の医療・看護についての手順を作成します。
2. ショートステイ利用者については、短期間の利用者が多いため、利用中における医療上の課題に関する情報を適切に共有し、多職種、家族、関係機関との連携を図ります。
3. 業務の見直しを行い、仕事の効率化を図り、医務室内での連携や、他職種との連携を円滑に実施します。

調理室

基本方針：安心・安全・美味しい食事を提供するとともに、利用者に喜んでもらえる食事を目指します。

1. 食を通じて、利用者に季節を感じてもらえるよう、月に数回、行事食や季節に合わせた献立を提供します。また旬の食材を使用したり、新しいメニューも作成します。
2. 異物混入の事故を防ぎ、厨房内の整理・整頓・掃除や調理器具の点検、髪の毛等の混入防止など、衛生面に配慮した食事提供を行います。

事務部

基本方針：来所される方に、気持ちよく安心してご利用いただけるよう、施設の窓口として迅速で適切な対応を心がけ、地域に信頼され、選ばれる施設を目指します。職員に対し、常に情報発信を行い、快適な職場環境の向上に努めます。

1. 職員が心身ともに安全に仕事ができるよう、仕事上の事故を防止するとともに、適切な健康管理を実施します。また腰痛予防や交通安全対策も実施します
2. ランニングコストの見直しによる3%前後の経費削減や、ノー残業デーの徹底等による時間外勤務の軽減を図ります。また施設設備や器具备品の不具合が続く中、早急に効率的な改善に努め、各種助成金や給付金申請にも取り組みます。
3. 電話対応やより良い接遇、また苦情対応について学ぶ機会を設け、コミュニケーションの向上を図るとともに、事務所として接遇の向上に努めます。

(保育をめぐる情勢)

・待機児童問題

国は、2017年度末までに待機児童ゼロを掲げて進めてきた「待機児童解消加速化プラン」も達成できず、新たな「子育て安心プラン」を公表し、2020年度末までに32万人の保育の受け皿を確保するとしました。「多様な保育の推進」として、大規模マンションでの保育園の設置、幼稚園での2歳児の受入れや預かり保育の推進、認可外の企業主導型保育事業などが進められています。また、職員配置などを国の最低基準より充実させている自治体に対して、基準の切り下げを迫り、もっと入所枠を広げるなどの「規制改革」が提案されたり、定員が空いている遠い保育園へ子どもをバス等で送迎する「広域的保育園等利用事業」が拡大されます。

3～5歳の認可保育料無償化の全面実施は2020年4月といわれています。無償化によって認可保育所の利用が大幅に増加するのではと考えられ、安心して預けられる認可保育所が不足することも考えられます。

就労や保護者の疾病理由などによる本来なら保育所に入所すべき待機児童の利用が、一時保育を利用せざるえなく、料金や時間の面で保護者への負担が大きく押し掛かっています。

児童福祉法第24条1項に基づき、保護者が安心して預けられる認可保育所の整備が必要で、行政に粘り強く働きかけていくことが求められています。

・処遇改善等加算Ⅱ

今年度、新たに創設された「処遇改善等加算Ⅱ」はあまりにも問題が多く、国はピラミッド型組織体制づくりを進め、保育現場に格差と分断をもちこみ、今まで仲間と共に創りあってきた保育の基盤が大きく変容させられようとしています。そして、保育現場の実態を無視した1人60時間の研修を義務付けるなど、保育内容の統制をはかろうとしています。

一般企業に比べ、月10万円低い賃金であることが明らかになりました。全ての保育者の処遇を改善するためには、公定価格の引き上げと最低基準の引き上げがされるべきです。こうした状況の中、保育者不足問題も解消されません。引き続き、全国の保育関係者と共に国へ要望していきます。

・新保育指針

今回の指針の改定では、3歳以上に対して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、そのことを保育の目標にすることを強く求めてきています。これは、国の新自由主義経済体制に役立つ人材育成の考えが基にあり、人格を育てるのではなく、能力を育てようとする能力主義をうみだし、適応できない子どもは自己責任と処罰として扱われ、個人の尊厳も脅かされていきます。

しかし、新保育指針には、「各保育所の独自性や創意工夫第一主義的に尊重される」とあります。今まで、私たちが大切にしてきた乳幼児期の人格形成のために子どもの主体性を大切にする保育をこれからも積み重ねていくことが重要です。

こうした状況下で、誰もが安心して幸せに暮らせるために、地域の福祉や保育の充実が求められており、公的責任の下にある保育所の果たす役割は、今までになく重要で、地域社会と連携した取り組みが大きな課題となっています。

子どもたちの発達権はもとより、保護者が安心して子育てができ、安心して働くことができる保障を一層強化し、待機児童解消のための取り組みや、子育て支援センターや一時保育をはじめとする子育て支援事業の強化など実態から出発した取り組みを積極的に展開していきます。

1) 平成30年度に向けて

・運営について

① 組織体制を見直し、各会議の充実を図りながら職員が主体的かつ建設的な意見を出し合える場をつくっていきます。また、自らの言葉で保育を語りながら、疑問や悩みが共有できるようにしていきます。

・十分な会議時間が取れないのが現状のため、各会議の内容の整理を検討していきます。

② 職員の育成と研修の充実を図ります。

・法人の基本方針、きたの保育園の基本方針と保育目標、めざす子ども像について情勢学習もふまえながら理解を深めていきます。

・日誌などの記録を重視し、実践の振り返り、具体的事例をもとに学びあう時間を持ち、子どもの捉え方を深めていきます。

・子どもの願いを理解し、応え、子どもが充実した日々を過ごすために発達の学習を行います。

・全国規模で行われる研修、及び、関係機関の研修への参加、保育園や子育て支援センターなどの見学や実習を行い、学びます。

・個人学習を基本におきながら、子どもや保護者と関わる専門家として自己研鑽に努めます。

・経験や立場に応じた役割を一人ひとりが認識し、保育の質・子育て支援の質の向上に努めます。

2) 保育事業

基本方針と保育目標をさらに発展させていきます。乳幼児期の絶対的な安心感の保障と暮らしのある保育（異年齢保育）を深め、充実を図っていきます。

(1) 保育目標	保育テーマ	子どもや保護者が安心できる保育園 充実した暮らしのあるおうちで育つ子ども
----------	-------	---

2018年度 目標

安心感を土台に

- ・楽しくおいしく食べる子ども。
- ・自分の感情、気持ちを様々な形で表現できる子ども。
- ・様々な人との関わりの中で、存在感を感じ、人との関わりをうれしく思える子ども。
- ・自分の気持ちを持って、自分で考え、選び、納得して決めることができる子ども。
- ・五感をフルに動かし、感性を磨く子ども。
- ・好きなことに夢中になり、熱中できる子ども。

そのために

- ・大人の都合や思いで子どもを捉えたり、否定する声かけをしたりしません。
- ・子どもが存分に葛藤し、心を揺らすことを保障します。
- ・一人ひとりのペースを大切にし、子どもが自分で決め「その気になる」まで待ちます。
- ・子どもが困った時に、助けを求めたり甘えられたりできる大人の存在を大切にします。
- ・子どもの興味関心を敏感に受け止め、好きなことに熱中できる生活（環境）を作ります。
- ・子どもの発達要求（想い）に気付き、その要求に応えることを大切にします。
- ・自然の中でのあそびをとことん保障し、日々の暮らしを充実させながら「感性」を磨きます。
- ・暮らしをつくる大人の傍らで、子どもが育つことを大切にしていきます。
- ・大人も一緒にあそび、暮らしを楽しみます。

① 暮らし（異年齢保育）の中で育つ子どもの姿を明らかにしていきます

1～5歳の子どもと一緒に過ごすことが当たり前の日常から、子どもの育ちを、保育実践を通して確認していきます。

日々の暮らしの中で、小さい（0.1.2歳児）頃から「ごっこあそび」を中心とする様々な表現活動がとても大切であると考えます。子どもたちが「ごっこあそび」を十分に積み重ねることによって、好きなことを見つけたり、イメージを膨らませたり、「暮らし」を充実させていくことを大切にします。これらの経験が、大きい子どもたちのコミュニケーションを広げていきます。

② 食べること

大人とともに、豊かな暮らしの中でおいしく楽しく食べる営みを大事にしていきます。

- ・お腹がすくまでめいっぱい遊び友達や大人と楽しくおいしく食べる、心も身体も満たされるような生活を作っていきます。
- ・簡単な料理やおやつを作ったり畑で野菜を栽培するなど、日常の中で食べることを楽しむ生活を作っていきます。また、みそ汁作りや副菜の仕上げなど、保育室の調理設備をより活用した取り組みをしていきます。
- ・親子クッキング・父親クッキングなど、親子で一緒に料理し食べることを通して、子どもと親・親同士の関わりを一層努め、食の喜びを共有し合います。
- ・アレルギー除去食に取り組んでいきます。

③ 障がい児保育

- ・子どもの安心感を土台に楽しい生活を創り出すことを基本におきながら、保護者との懇談・関係機関との連携を十分にし、課題や手だてを明らかにしながら発達意欲に応えていきます。

④ 安全管理

- ・子どもが安心して充実した穏やかな生活環境を保障します。そうした基で、子どもの心は落ち着き、無謀・無茶な行動をとることが抑えられ、事故防止につながります。そのために、子どもをよく理解し、職員間の連携を十分にします。
- ・安全についての内容の理解と共有を全職員で行いながら事故を防ぎます。
- ・乳児の突然死を防ぐために、子どもの状況をしっかりと観察し、睡眠状況も把握します。
- ・同じ事故を起こさないために、事故の発生原因と今後の対応について明らかにし、全職員で共有しながら教訓にしていきます。
- ・ヒヤリハットを日々の日誌に記録したものと遊具・施設点検結果を必要に応じて、全職員に周知していきます。

⑤ 保護者と共に育てあっています。

- ・様々な困難を抱える保護者も増えている中で、保護者の置かれている状況を把握し、丁寧に寄り添っていきます。日々の子どもの姿を伝えることで子育ての喜びや悩みを共感しながら一緒に育てあっています。
- ・保育園の保育方針、乳幼児期に大切にしたい育ちとつきたい力、その力が今後どんな育ちにつながっていくのかを、送迎時・おたより・懇談会などで定期的に具体的な話と共に写真や動画などで視覚的にも伝えていきます。また、保護者とテーマを持ちながら、共に考えあえる場を定期的に持つことを検討していきます。

- ・年1回の個別懇談のほか、必要に応じて懇談を行っていきます。
- ・夏まつりやげんき広場、秋まつりやおうちのつどいなどで親子が集まり、子どもと親と一緒に楽しい取り組みができることを大切にします。その中で、保護者が主体となって共同し合い、保護者同士のつながりを深めていきます。
- ・父母・祖父母の保育参加を行います。
- ・保護者会活動を支援し、また保護者の自主的な取り組みについても支援していきます。

3) 子育て支援事業

① きたの子育て支援センター

核家族の増加や転勤等で地元から離れた育児・また労働環境の悪化による家族の時間がとれないなど、子育て環境が日々深刻化している中で、育児の悩みや喜びを共感できる場が求められています。また、人と人との精神的な距離が離れていっており、自分自身や子どものこと・他人のことを肯定しながら過ごすことが難しくなっています。

- ・センターを訪れたいくなるような「居場所」にしていきます。
- ・何気ない会話を安心してできる「井戸端会議」的存在としてのセンターづくりを行い、親子ともに人と関わるのが喜びになるようにしていきます。
- ・保護者の状況を見ながら声を掛け、悩みの相談に応じ、子育てを一人で背負わず、楽しく力を抜いて子どもに向き合えるような関わりをしていきます。
- ・必要に応じて、関係機関との連携を行い、親子が健やかに過ごせる具体的手立てや助言ができるようにしていきます。
- ・サロンや食を囲む場の取り組みを通して、よりセンターが身近な場所になるようにしていきます。また講座などのイベントでは、保護者の悩みや興味に専門的に応えられるようにしていきます。
- ・保護者の力や特技を活かしてもらえようような取り組みを行い、保護者が主体的に取り組むことで生きがいを感じてもらうことや、周りの親子と協力し合ったり、刺激し合うことで、地域に根付いた関係づくりを促していきます。
- ・月1回のパパデーで、父親の育児参加と意識を促し、夫婦が共に育児に向き合えるような機会をつくっていきます。また、父親の子どもへの関わりの中から良い部分を学ぶと共に、父親ならではの悩みを共有できるよう働きかけます。
- ・子育て支援センターの機関紙「げんきっこ」を関係機関をはじめ、各々の自治会での回覧を引き続き要請していきます。内容については、今よりも保護者の声が直接届けられるようなものを検討していきます。
- ・地域の子育て広場「きたのっこ」の取り組みの中で、児童主任委員・民生児童委員と情報共有し、地域の子育て状況を把握していきます。
- ・市内センター会議において、他センターや関係機関との情報共有を行っていきます。

② 一時保育

待機児童問題は年々大きくなっており、一時保育がその受け皿を担うことが増えています。保護者の精神疾患、子どもの発達障がいなど、育児を家庭だけで抱えることが難しい状況も多くあり、一時保育を利用せざるを得ない状況があります。

- ・希望者が、いつでも利用できるよう、受け入れの幅と環境を整えていきます。
- ・安心して利用してもらうために、温かく親子を受け入れ、安全管理をしっかりと行います。

- ・日々違う子どもの利用があるため、報告・連絡・相談を大切にし、みんなで見守る姿勢をつくっていきます。
- ・保護者には、利用中の子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と共に成長を見守り、喜ぶ大人として関わっていきます。
- ・一時保育のあり方をより良いものにしていくため、行政に働きかけていきます。
- ・必要に応じて、関係機関との連携を図っていきます。

4) 職員の健康管理

- ・互いに認め合う中で、その人らしく仕事ができる環境をつくっていきます。
- ・メンタルな病気の予防と早期発見を進めます。
- ・感染症予防・腰痛予防に取り組み、発症時には機敏な対応で感染拡大を防ぎます。
- ・業務の整理と合理化を追求し、残業を減らします。

5) 地域の願いに応える事業展開

- ・待機児童解消のために、保育園建設を行政に要望していきます。
- ・保護者が安心して預けられる保育条件の実現のために保護者と共に取り組み、行政に要望していきます。
- ・引き続き、HPの充実で保育園や子育て支援センターの内容を発信していきます。毎月、地域に配布しているげんきっこ以外に、保育園の役割や取り組み内容を知らせていく配布物づくりを検討していきます。

6) 健全な運営（財政）をしていきます。

- ・安定した財政運営のためにも更なる事業展開を進めていきます。
- ・保育園の経費削減に努めていきます。
- ・子どもや全ての職員の処遇改善ために公定価格の見直しを国に要求します。
- ・一時保育や子育て支援センターの役割が、十分に果たせるために予算要求をしていきます。

2018 (平成30) 年度 社会福祉法人野洲慈恵会 事業計画 (短期事業計画書) No.2

中期事業計画の内容		スケジュール			
<p>5. 法人や各施設において非常災害発生時に對する事業継続計画 (BCP) の作成やそれに基づく訓練が十分できていない。</p>	<p>事業継続計画を策定するとともに、それに基づき、定期的に訓練を実施する。</p>	<p>①各施設において、非常災害発生時に對する事業継続計画 (BCP) を策定する。 ②事業継続計画をもとに非常災害を想定した訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>事業実施や利用者支援に関する課題② 施設長 リスク部会</p>	<p>地震および風水害が発生した時の事業継続計画を各施設で作成する。 作成した事業継続計画をもとに災害発生時の訓練を実施する。</p>	

